



つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

つくばみらい市長

つくばみらい市条例第 14 号

つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

つくばみらい市国民健康保険税条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書中「63 万円」を「65 万円」に改め、同条第 3 項ただし書き中「19 万円」を「20 万円」に改める。

第 21 条中「63 万円」を「65 万円」に、「19 万円」を「20 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1. この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2. 改正後のつくばみらい市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。